

沖縄県指定末吉鳥獣保護区

末吉特別保護地区計画書

【指定】（案）

令和8年10月 日

沖縄県

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

末吉特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

末吉鳥獣保護区全域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和 8（2026）年 10 月 3 日から令和 27（2045）年 10 月 31 日まで（19 年 29 日間）

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、全域が那覇市の都市公園区域で、中央部を東側から西側へ安謝川（2 級河川）が流れており、北側の丘陵には国指定史跡の末吉宮跡がある。

当該区域では、鳥類のリュウキュウオオコノハズク、リュウキュウコゲラ、リュウキュウアオバズクや、哺乳類のリュウキュウユビナガコウモリ、ワタセジネズミ等が確認されている。また、これら以外の鳥獣として、樹林地をねぐらとして利用するシロハラ、花の蜜を食べるリュウキュウメジロ、植物の実をついばむヒヨドリ、高木をねぐらとするオリイオオコウモリ等、多様な鳥獣が当該区域の植物を利用している。

特に、当該区域は「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物 第 3 版（動物編）」に記載されている 3 目 3 科 4 種の鳥類、2 目 3 科 4 種の哺乳類が確認されている等、鳥獣にとって重要な地区となっている。

このように、当該区域は、市街地にある鳥獣の休息地及び採餌の場であり、また、市民が自然とふれあう憩いの場となっていることから、当該区域を身近な鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 管理方針

- ・沖縄県鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査、現地巡視等を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ・鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為や、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

3 特別保護地区の面積内訳

別表 1 のとおり

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、那覇市の北西にあって、首里末吉町 1 丁目及び首里儀保町 4 丁目の一部の区域からなる。

イ 地形、地質等

当該区域は、東西を流れる安謝川を挟んで段丘状の地形になっている。高い所には琉球石灰岩が分布し、低い所は泥岩層あるいは風化土壌であるジャーガルがみられる。

ウ 植物相の概要

当該区域の植生は、一部、常緑広葉樹林帯の自然植生で、丘陵上にクスノハカエデ、ホルトノキ、ヤブニッケイ、ホソバムクイヌビロ等が占め、また、川沿いの泥岩地には、アカギやオオバギが優先する林分がみられる。その他、シュロやダイオウヤシ等が植えられ、公園内の整備された芝地が随所にみられる。

エ 動物相の概要

鳥類では、6目13科17種の鳥が確認されており、スズメ目（9種）が最も多く、人為的環境に適応した種として、リュウキュウメジロやオキナワシジュウカラ、シロガシラ等がみられる。また、哺乳類では、2目3科4種が確認されているおり、これら鳥獣類の多くが採餌及び休息の場として当該区域を利用している。

「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物 第3版（動物編）」において、鳥類では、サシバ及びリュウキュウオオコノハズクが絶滅危惧Ⅱ類に、哺乳類では、リュウキュウウビナガコウモリが絶滅危惧ⅠB類に区分されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表2のとおり

イ 獣類

別表3のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該区域内やその周辺には農耕地がなく、また、水産養殖場がないことから鳥獣による農林水産物の被害の報告はない。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

(1) 特別保護地区用制札	1本
(2) 案内板基	基
(3) 給水器基	基
(4) 給餌台	基
(5) 巣箱台	台
(6) その他	台

(必要に応じ設置)

7 参考事項

(1) 当初指定

昭和61年9月26日（昭和61年9月26日 告示第1485号）

(2) 経緯

平成18年10月3日（平成18年10月3日 告示第3494号）再指定

(別表1)

末吉鳥獣保護区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	19 ha	- ha	19 ha	19 ha	- ha	19 ha	- ha	- ha	- ha
林野	15.4 ha	- ha	15.4 ha	15.4 ha	- ha	15.4 ha	- ha	- ha	- ha
農耕地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
水面	1 ha	- ha	1 ha	1 ha	- ha	1 ha	- ha	- ha	- ha
その他	2.6 ha	- ha	2.6 ha	2.6 ha	- ha	2.6 ha	- ha	- ha	- ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	0 ha	- ha	0 ha	0 ha	- ha	0 ha	- ha	- ha	- ha
国有林	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
林野庁所管	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
制限林	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
保安林	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
砂防指定地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
その他	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
普通林	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
文部科学省所管	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
国有林以外の国有地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
農林水産省所管	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
財務省所管	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
国土交通省所管	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
環境省所管	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
地方公共団体所有地	17.60 ha	- ha	17.60 ha	17.60 ha	- ha	17.60 ha	- ha	- ha	- ha
都道府県所有地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
制限林地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
保安林	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
砂防指定地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
その他	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
普通林地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
その他	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
市町村所有地等	17.6 ha	- ha	17.6 ha	17.6 ha	- ha	17.6 ha	- ha	- ha	- ha
制限林地	0.5 ha	- ha	0.5 ha	0.5 ha	- ha	0.5 ha	- ha	- ha	- ha
保安林	0.5 ha	- ha	0.5 ha	0.5 ha	- ha	0.5 ha	- ha	- ha	- ha
砂防指定地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
その他	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
普通林地	3.7 ha	- ha	3.7 ha	3.7 ha	- ha	3.7 ha	- ha	- ha	- ha
その他	13.4 ha	- ha	13.4 ha	13.4 ha	- ha	13.4 ha	- ha	- ha	- ha
私有地等	0.4 ha	- ha	0.4 ha	0.4 ha	- ha	0.4 ha	- ha	- ha	- ha
制限林地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
保安林	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
砂防指定地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
その他	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
普通林地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
その他	0.4 ha	- ha	0.4 ha	0.4 ha	- ha	0.4 ha	- ha	- ha	- ha
公有水面	1 ha	- ha	1 ha	1 ha	- ha	1 ha	- ha	- ha	- ha
計	19 ha	- ha	19 ha	19 ha	- ha	19 ha	- ha	- ha	- ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
特別地域	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
普通地域	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
自然公園法による地域	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
特別保護地区	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
特別地域	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
普通地域	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
文化財保護法による地域	1.21 ha	- ha	1.21 ha	1.21 ha	- ha	1.21 ha	- ha	- ha	- ha
都市公園法による地域	19 ha	- ha	19 ha	19 ha	- ha	19 ha	- ha	- ha	- ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に () 書きで上段に記載する。

(別表2)

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
ハト	ハト	○ カワラバト(ドバト)		留鳥・外来
		○ リュキュウキジバト		留鳥
タカ	タカ	○ <u>サシバ</u>	国 VU、県 VU	冬鳥・旅鳥
		ツミ		留鳥
フクロウ	フクロウ	リュウキュウアオバズク	県 NT	留鳥
		<u>リュウキュウオオコノハズク</u>	国 VU、県 VU	留鳥
ブッポウソウ	アカショウビン	アカショウビン		夏鳥
キツツキ	キツツキ	○ リュウキュウコゲラ	県 NT	留鳥
スズメ	カラス	リュウキュウハシブトガラス		留鳥
	シジュウカラ	○ オキナワシジュウカラ		留鳥
	ヒヨドリ	○ リュウキュウヒヨドリ		留鳥
		○ シロガシラ		留鳥・外来
	ツバメ	リュウキュウツバメ		留鳥
	ウグイス	○ ウグイス		留鳥・冬鳥
	メジロ	○ リュウキュウメジロ		留鳥
	ツグミ	○ シロハラ		冬鳥
	セキレイ	キセキレイ		冬鳥
	合計 6目	13科	17種	

(注)

- データは鳥獣類の生息状況調査及び鳥獣保護区検討業務（令和7年度）等に拠った。
- 鳥獣の目・科・種（和名）及び配列は、日本鳥類目録第8版 和名・学名リスト（日本鳥学会 Web サイト 令和6年9月30日発行）に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 国：環境省第5次レッドリスト
 CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、VU：絶滅危惧 II 類
 NT：準絶滅危惧、DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
 県：改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生動物 第3版（動物編）（平成29年改訂）
 CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、VU：絶滅危惧 II 類
 NT：準絶滅危惧、DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）
 国内希少：国内希少野生動植物種、国際希少：国際希少野生動植物種
 文化財保護法
 特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣（平成16年度調査及び令和7年度調査の両方において確認できた種とした）。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）第2条第4項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣。
- 備考には、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載した。外来鳥獣については、外来と記載した。

(別表 3)

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
真無盲腸	トガリネズミ	ワタセジネズミ	国 NT、県 NT	
		○ ジャコウネズミ	県 DD	
翼手	オオコウモリ	○ オリイオオコウモリ	県 NT	
	ヒナコウモリ	<u>リュウキュウユビナガコウモリ</u>	国 EN、県 EN、国内希少	
合計	2 目 3 科	4 種		

(注)

- データは鳥獣類の生息状況調査及び鳥獣保護区検討業務（令和 7 年度）等に拠った。
- 鳥獣の目・科・種（和名）及び配列は、日本の哺乳類改定 2 版（阿部他、2008 年）に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 国：環境省レッドリスト 2020
 CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、VU：絶滅危惧 II 類
 NT：準絶滅危惧、DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
 県：改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生動物 第 3 版（動物編）（平成 29 年改訂）
 CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、VU：絶滅危惧 II 類
 NT：準絶滅危惧、DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）
 国内希少：国内希少野生動植物種、国際希少：国際希少野生動植物種
 文化財保護法
 特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣（平成 16 年度調査及び令和 7 年度調査の両方において確認できた種とした）。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）第 2 条第 4 項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣。
- 備考には、外来鳥獣については、外来と記載した。

沖縄県指定末吉鳥獣保護区及び同特別保護地区区域説明図

